

通信履歴の取扱いについて

通信履歴の取扱いについて①

1. 現状

通信履歴は、課金目的や苦情対応など、各通信事業者が業務を遂行する範囲内で保存するものであり、被害者の権利保護を目的として保存するものではない(※1)。しかし、保存している範囲内においては、発信者情報開示請求の対象となったり、また、犯罪捜査において、裁判所の発付する令状によって開示されることがある。

(※1)通信履歴は、電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密の対象となり、その知得、窃用及び漏えいは、通信の秘密を侵害することとなる(電気通信事業法4条1項)。しかし、電気通信事業者において、当該事業を営むに際し、当該事業を営む目的で通信履歴を知得及び窃用することは、正当業務行為(刑法35条)として違法性が阻却されるとされる。それ以外の目的で通信履歴を知得及び窃用する場合には、違法性は阻却されない(「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」23条参照(※2))。

2. 通信履歴の取扱いに関する見解

一般社団法人日本レコード協会(第2回プロバイダ責任制限法検証WGにおけるヒアリング)

「接続プロバイダに開示を求めた特定の情報のうち、特定IPアドレスの「割当記録」(特定の日時、特定のIPアドレスが割り当てられていた者を特定するための記録)を一定期間保存することを義務づけるべきである。」

ニフティ株式会社法務部長丸橋透氏(第2回プロバイダ責任制限法検証WGにおけるヒアリング)

「接続ログは、ISPの自社サービスの提供目的に必要な範囲(保守や課金目的等)でのみ保存すべき。権利侵害行為や違法行為の探知目的のために通信履歴の保存義務を課すべきでは無い。開示請求時に存在している接続ログについては仮処分で保全すればよい。」

社団法人日本インターネットプロバイダー協会野口尚志氏(第2回プロバイダ責任制限法検証WGにおけるヒアリング)

- ・通信履歴は防犯カメラではない。
- ・「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」—利用目的の範囲内での保存、保存期間経過後の消去
- ・犯罪捜査、権利行使のための「期間延長」は、そもそものログの保存目的を大きく変えることになる。

通信履歴の取扱いについて②

3. 考え方(案)

匿名の発信を前提とした場合、通信履歴(IPアドレス、タイムスタンプなど)は、発信者を特定するために不可欠のものであり、その記録が開示されるか否かが、被害者の権利救済の実効性の観点から、重要といえる。そうすると、何らかの形でプロバイダ等に対して通信履歴の保存を義務づける一連の主張についても、被害者の権利救済の観点からすると、まったく考えられないわけではない。

しかし、本来、プロバイダ等が通信の秘密に該当する通信履歴を保存することは、原則として許されるものではなく、電気通信役務を円滑に提供(電気通信事業法1条)するために、課金や苦情対応など、一定の場合においてのみ、例外的に通信履歴を保存することが認められるものである。そのような考え方的一端は、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」にも表れており、課金、料金請求、苦情対応、自己の管理するシステムの安全性の確保その他の業務の遂行上必要な場合においてのみ、発信者の通信履歴を保存することができる反面、必要のない通信履歴については、これを速やかに消去する必要があるものとされている。

このように、通信履歴については、それが通信の秘密に該当することから、その取扱いは極めて慎重に行われている状況である。

これに対し、このような状況を覆すだけの、通信履歴を保存する義務を課す利益が現時点で認められるかが問題となる。この点、権利侵害をされた被害者の救済の必要性がまず挙げられる。しかし、ISPIにおいては、被害者からの(事実上の)保全要請がなされた場合、サーバ上の通信履歴は一定期間の経過により消去してしまうものの、紙媒体にして該当する通信履歴を保存するなどの取扱いがなされているとの報告もある。また、通信履歴は一定期間保存されていることも多いものと推察され、そのような通信履歴の保全については、仮の地位を定める仮処分命令(民事保全法23条2項)によりなされるものと解釈されている。

なお、我が国では9000万人を超えるインターネットユーザ(総務省調べ)が存在し、何らかの形でプロバイダ等と契約しているものと考えられるところ、プロバイダ等の事業規模については様々であり、一律に9000万人を超えるインターネットユーザの通信履歴を保存しなければならないとした場合、中小零細のプロバイダ事業者はもちろんのこと、大手プロバイダ事業者においても、その利用者数(契約者数)を勘案すると、本来の業務を圧迫して、適切なサービスを提供することができなくなる可能性も否定できない。

以上のように、プロバイダ等に通信履歴の保存義務を課すことは、現時点では、法律上も事実上も困難であり、他方、通信履歴が保存されている限り、被害者の救済手段も存在することからすると、プロバイダ等に対する通信履歴の保存義務については、これを肯定するだけの根拠に乏しいものと解するのが相当である。

通信履歴の取扱いについて③

(※2)「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」23条

(通信履歴)

第23条 電気通信事業者は、通信履歴(利用者が電気通信を利用した日時、当該通信の相手方その他の利用者の通信に係る情報であって通信内容以外のものをいう。以下同じ。)については、課金、料金請求、苦情対応、不正利用の防止その他の業務の遂行上必要な場合に限り、記録することができる。

2 電気通信事業者は、利用者の同意がある場合、裁判官の発付した令状に従う場合、正当防衛又は緊急避難に該当する場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、通信履歴を他人に提供しないものとする。